

経営健全化支援資金（災害対策）Q&A

産業労働部

産業立地・経営支援課

令和2年1月20日制定

令和2年7月1日改正

1. 貸付対象者

(Q1-1)

経営健全化支援資金（災害対策）はどのような資金か。またどのような者が利用できるのか。

A. 本資金は、暴風・洪水・地震など災害により被災した者の資金繰りの円滑化を図るための資金となります。

貸付対象者は、「市町村長等のり災証明書等を受けた者」（以下、「り災証明書要件」という。）であり、令和元年11月に運転資金の貸付限度額を3,000万円から8,000万円、設備資金の貸付限度額を3,000万円から6,000万円まで、それぞれ拡充しています。

また、事業復旧までの返済負担の軽減を図るため、据置期間を1年から2年まで延長し、金利については、令和元年東日本台風災害により被災された方を限定に、年1.1%の金利を年0.8%まで引き下げています（令和3年度末までに貸付実行されたものが対象）。

さらに、令和元年12月には「中小企業等グループ補助金を利用する者」（以下、「グループ補助金要件」という。）を貸付対象者とする設備資金4億円を新設しました。

中小企業等グループ補助金（以下、「グループ補助金」という。）は、グループ補助金交付申請書に記載される※調整後補助対象経費の内、4分の3が補助限度額（最大15億円）となります。よって4分の1の自己負担分（最大4億円）について、円滑な資金調達が図れるよう本資金を拡充しています。

※調整後補助対象経費：補助対象経費から補助対象に係る受領保険金を差し引いたもの

(Q1-2)

「グループ補助金要件」の必要書類について、「長野県が受理したグループ補助金交付申請書の写し」はどのように取得すればよいか。

A. 申請者がグループ補助金の交付申請を行うと、県は交付申請書に補助対象外経費が含まれていないか確認し、必要に応じて申請者が修正を行い、その上で県が受理することとなります。

県が受理した際に、グループ補助金交付申請書に受付印を押印し、申請者にその写しを郵送で交付することとなりますので、本資金の借入申込時の添付書類としてください。

また、他の必要書類である「補助事業計画書」、「見積書一覧表」の写しは、交付申請書の添付書類となります。県が受理した交付申請書の内容と一致したものがが必要です。

◎「グループ補助金要件」の融資を希望される方は、交付申請の際にグループ補助金交付申請書の写しを送付するための返信用封筒（定型1通・切手不要）をご用意願います。また交付申請書の受理にあたっては時間を要することもありますので、ご理解願います。

2. 貸付限度額

(Q2-1)

貸付限度額の考え方はどのように考えればよいか。

A. 「長野県が受理したグループ補助金交付申請書」の写しに記載される、「調整後補助対象経費」の4分の1が貸付限度額となり、最大4億円となります。また貸付限度額について端数が生じた場合は、1万円未満の端数は切り捨てるものとします。

なお、交付決定後に資金を調達する場合においても、貸付限度額は上記と同様、「長野県が受理したグループ補助金交付申請書」の写しに記載される、「調整後補助対象経費」の4分の1が貸付限度額となります。

◎貸付限度額とは別に長野県中小企業融資制度のご利用に当たっては、各金融機関及び長野県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）による審査が必要となります。必ずしも限度額全額の借入ができるとは限りません。

(Q2-2)

「グループ補助金要件」の設備資金最大4億円と「り災証明書要件」である設備資金最大6千万円を併用することは可能か。

A. 併用は可能です。ただし、「グループ補助金要件」は資金用途を調整後補助対象経費にかかる設備資金に限定していることから注意が必要です。

また、「り災証明書要件」の設備資金については、調整後補助対象経費について限定してないことから、調整後補助対象経費及び補助対象外経費についても利用が可能です。

⇒3. 資金用途 参照

3. 資金用途

(Q3-1)

「グループ補助金要件」について、資金用途が設備資金に限られているのは何故か。

A. グループ補助金の対象となる調整後補助対象経費が、施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する設備資金を対象としていることから、グループ補助金の対象となる設備資金に限っています。

(Q3-2)

グループ補助金で、予め補助対象外とされる経費についてはどのような資金調達が可能か。

A. グループ補助金では商品・原材料や土地に係る資金等が補助対象外であるため、「グループ補助金要件」による設備資金の対象とはなりません。しかし、「り災証明書要件」の運転資金・設備資金については、上記の補助対象外経費も対象となり、資金調達が可能です。

(Q3-3)

「グループ補助金要件」において、同補助金の補助対象外経費である「設備に付帯する消費税」についてはどのような取扱いとなるか。

A. 消費税は、補助対象外経費ですので、交付申請時の金額に消費税は含みません。しかし、本資金の取扱いにおいては、設備の資産計上（貸借対照表の固定資産に計上）にあたり、税込経理方式を適用し、取得価格に算入する場合に限り、貸付限度額（最大4億円）の範囲内で貸付対象に含めることができますものとしします。

なお、本資金の貸付限度額となる「調整後補助対象経費の4分の1」については、消費税を除いて算定するものとしします。

例) ①補助対象経費	1,200万円（消費税除く総額）
②補助対象受領保険金	200万円
③補助対象外経費	1,000万円（①－②）
④本資金の貸付限度額	250万円（③×1/4）
⑤本資金による調達	220万円（建物200万円、消費税20万円を調達）
⑥残る空き枠	30万円（④－⑤）（消費税分の空き枠が減少）

※留意事項

消費税分を含めて借入することが可能ですが、貸付限度額は変わらないため、上記⑥のとおり、消費税分の空き枠が減少します。よって消費税分の調整後補助対象経費を自己資金など本資金以外の調達で対応することとなりますので、対象設備の償還期間等を踏まえ、ご検討ください。

(Q3-4)

「グループ補助金要件」において、新分野事業の調整後補助対象経費についても対象となるか。

A. 復旧に必要な資金と判断され、対象となります。

4. 償還期間

(Q4-1)

償還期間のうち、土地・建物等15年以内となっているが、どのようなものが対象か。

A. 建物、建築物の大規模改修、*土地及び法定耐用年数が10年を超える設備が対象となります。また、設備資金とするにあたり、当該設備の資産計上（貸借対照表の固定資産に計上）が必要となりますので、建築物の大規模改修にかかる費用等については、当該設備の取得価格に算入される必要があります。

* (Q3-2) のAのとおり、「グループ補助金要件」では、土地にかかる資金は対象となりません。

5. 保証協会による保証

(Q5-1)

保証料全額補助の対象となる保証協会の保証は何か。

A. 災害関係保証（2億8千万円）及びセーフティネット保証4号認定による経営安定関連保証（2億8千万円）を利用できる場合は、保証料の自己負担はありません。

1）災害関係保証…各市町村から「り災証明書等」を取得する必要があります。

2）セーフティネット保証4号…各市町村から同認定書を取得する必要があります。

なお、協会の一般保証（2億8千万円）は保証料の一部について自己負担が生じることから、事案によっては保証料の負担（保証料の5分の1）を伴うことがあります。

(Q5-2)

「グループ補助金要件」の設備資金最大4億円について、保証協会の保証を一括で申し込むことは可能か。

A. 設備資金最大4億円の調達にあつては保証協会の保証限度額の関係上、一括で申し込みができないため注意が必要です。

なお、保証協会の各保証制度（災害関係保証、経営安定関連保証、一般保証）の保証限度額は、保証制度ごとに無担保保証枠8千万円及び有担保保証枠2億円の計2億8千万円となり、最大4億円の申込にあつては、上記保証制度を組み合わせることとなります。

6. 担保

(Q6-1)

金融機関から担保を求められた際に、補助対象となる施設や設備を担保に入れる場合の留意点はあるか。

A. 上記（Q5-2）のAに記載のとおり、各保証制度は無担保保証8千万円及び有担保保証枠2億円の枠があり、実際の借入にあつては、審査上、担保が必要になることもあります。

その場合、補助対象となる施設や設備に担保権を設定することは、財産処分に該当するため、事前に県の承認が必要になることから、県のグループ補助金担当者まで相談が必要となります。

なお、建物の建て替えにあたり、従前施設に既に設定されていた抵当権を引き続き新施設に設定する場合は、財産処分に該当しません。

詳しくは、長野県ホームページの「グループ補助金の復興事業計画及び交付申請について」に掲載の下記資料をご覧ください。

【財産処分関係資料】

- ・ 補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shien/hozyokin/documents/zaisantoriatukai.pdf>

- ・ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shien/hozyokin/documents/seigenkikan.pdf>

7. その他

(Q7-1)

「グループ補助金要件」において、融資実行後、交付決定の際に補助対象外経費と判断され、交付申請書の調整後補助対象経費に乖離が生じた場合、補助対象外となった経費について繰上償還を行う必要はあるか。

A. 繰上償還を行う必要はありません。補助対象外経費は原則対象外ですが、交付申請書が受理されたものについては、例外的に認めることとします。

本申請については受理にあたり、一定の審査がなされており、交付申請受理後から交付決定が下りるまでの間に資金調達を行うことも想定されます。交付決定後に補助対象外経費と判断されたものについて繰上償還を求めることは、中小企業者等の早期の復旧・整備事業を妨げることから、繰上償還を行う必要はありません。

(Q7-2)

「グループ補助金要件」において、交付決定となった補助金が中小企業者等に交付された際に、補助金対象となった設備について本資金による借入を行っていた場合、当該借入金に繰上償還を行う必要はあるか。

A. 繰上償還を行う必要はありません。

本資金はグループ補助金における調整後補助対象経費の自己負担相当額（4分の1）について資金調達を図ることが目的です。借入時には、融資対象を明確にし、自己負担相当額に係る調達がなされています。よって補助対象設備に補助金が交付されたとしても、あくまで補助対象部分（4分の3）に充当されるものであって、自己負担相当部分の返済に充当されるものではないことから繰上償還を行う必要はありません。また経営健全化支援資金（災害対策）の「り災証明書要件」や経営健全化支援資金（特別経営安定対策・経営安定対策）等の設備資金で自己負担相当額を調達した場合も同様の扱いとします。

なお、対象設備の実施を取り止めた場合については、本資金に対して繰上償還を行う必要がありません。

例)	①補助対象経費	1,200万円（消費税除く総額）
	②補助対象受領保険金	200万円（全て車両にかかる保険）
	③補助対象外経費	1,000万円（①－②）
	④本資金の貸付限度額	250万円（③×1/4）
	⑤補助事業計画書の内訳	
	1) 建物	700万円
	2) 機械	250万円
	3) 車両	250万円
	計	1,200万円
	⑤本資金による調達	機械 250万円
	⑥機械にかかる補助金	機械 187万円（⑤×3/4）

⇒⑤で調達した機械 250万円に⑥の 187万円の補助金が支払われたとしても、本資金については自己負担分とみなすため、繰上償還の必要はありません。

(Q7-3)

グループ補助金の補助金部分である4分の3についての資金支援策はどのようなものがあるか。

A. 各金融機関のプロパーによるつなぎ資金や日本政策金融公庫による融資等の他、保証協会の各種保証付き融資等が検討できます。

グループ補助金の交付決定前であれば、経営健全化支援資金（災害対策）の「り災証明書要件」や経営健全化支援資金（特別経営安定対策・経営安定対策）等の設備資金で、補助金相当部分である4分の3について資金調達することも可能です。この場合、グループ補助金が交付された際は補助金相当部分について繰上償還が必要です。

グループ補助金の交付決定後に、補助金相当部分である4分の3を調達する場合は、補助金交付の目途が立っていることから、県制度では中小企業振興資金（一般枠・1年以内）のみ利用可能です。

(Q7-4)

経営健全化支援資金（災害対策）は金銭消費貸借契約証書の非課税措置の対象となるか。

A. 経営健全化支援資金（災害対策）の「グループ補助金要件」に限り、金銭消費貸借契約証書の非課税措置の対象となります。また、その場合には、市町村長が発行したり災証明書等の写しを金銭消費貸借契約証書に添付する必要があります。